

輸入植物検疫制度の見直し（第4次）の概要

農林水産省消費・安全局植物防疫課

はじめに

我が国に輸入される植物の種類や輸出相手国の増加に伴い、未発生病害虫の侵入リスクは高まっており、植物検疫での適切な対策が求められている。一方では、病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis：以下「PRA」という）等の科学的根拠に基づく検疫措置の実施や検疫対象の病害虫（以下「検疫有害動植物」という。）を明確化することが国際的なルールとなっている。

このような植物検疫をめぐる情勢を踏まえ、農林水産省では検疫有害動植物をリスト化した2011（平成23）年以降、PRAの進展に合わせた植物検疫措置の見直しを行っている。2011年3月（1次改正）には、①検疫有害動植物として724種、非検疫有害動植物（検疫対象から除外されている有害動植物）として194種類の病害虫を指定、② *Phytophthora kernoviae* などの検疫有害植物3種を対象とした輸出国への新たな検疫措置（熱処理・遺伝子診断）を導入するなどの植物防疫法施行規則（以下「施行規則」という）の改正および関係規則の制定を行った。

さらに、2012（平成24）年7月（2次改正）および2014（平成26）年2月（3次改正）には、①検疫有害動植物および非検疫有害動植物の追加、②栽培地検査の対象となる病害虫、植物および地域の見直し、③輸入禁止対象となる植物および地域の見直し、④輸出国における新たな検疫措置（熱処理・精密検定）を新たに規定する等の病害虫のリスクに応じた適切な検疫措置を講じられるよう検討を進めて来ている。

今般、3次改正以降も継続して取り組んできた、病害虫の加害性などの情報分析や、効果的な検疫措置の検討において、2016（平成28）年5月24日付け官報により、第4次改正を公示し、6か月間の周知期間を確保することとして、原則として2016（平成28）年11月24日に施行することとしている。（ただし、例外的に①非検疫有害動植物の追加や検疫措置対象の植物および地域の削除にあっては、公布日即日の施行とし、②栽培地検査要求の追加は輸出国の栽培時期を考慮して1年後の2017

（平成29）年5月24日に施行予定）

本稿では、改正施行規則の施行に向けて4次改正の内容について解説する。

〈改正の概要〉

I 検疫有害動植物等の見直し

1 検疫有害動植物の指定

検疫有害動植物については、①まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかであるもの、②まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものに区分して、施行規則別表1に定めている。このうち、②の区分については、いまだPRAが終了していないため、暫定的に検疫有害動植物（以下、「暫定的検疫有害動植物」という。）として、農林水産大臣が指定している（農林水産省告示第542号。以下「指定告示」という。）。検疫有害動植物の指定にあたっては、我が国未発生で、輸入検査において発見頻度の高い病害虫や世界的に重要視されている病害虫について順次PRAを実施し、その結果として、我が国未発生で、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できないことが確認された病害虫を検疫対象として追加している。4次改正では、13種の病害虫を、新たに検疫有害動

表1-1 検疫有害動植物に追加された有害動植物

種類	学名
節足動物 (4)	<i>Anastrepha grandis</i>
	<i>Bactericera nigricornis</i>
	<i>Bactericera trigonica</i>
	<i>Trioza apicalis</i>
線虫 (3)	<i>Aphelenchoides arachidis</i>
	<i>Ditylenchus africanus</i>
	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
真菌および粘菌 (4)	<i>Alternaria dianthicola</i>
	<i>Didymella rabiei</i>
	<i>Seiridium cardinale</i>
	<i>Sirococcus conigenus</i>
細菌 (2)	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>
	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3

By Plant Protection Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, MAFF

（キーワード：植物検疫、PRA、規則改正）